

「(仮称)安曇野市都市計画法第 33 条第 3 項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化・緩和に関する条例」の制定に関する意見等の募集について

都市計画法に基づく開発行為に関し、技術的細目として定められた制限を強化又は緩和することを目的に、標題の条例を制定します。

■意見募集について

○募集期間

令和 7 年 6 月 25 日（水曜日）から令和 7 年 7 月 29 日（火曜日）

○意見を提出できる者

- ・市内在住、在学、在勤者または市内で事業等を行う個人や団体
- ・市税の納税者 ・その他実施機関が行う政策等に利害関係を有する者

○意見等の提出方法

任意の様式に、以下「記載事項」を日本語で記載の上、以下「提出方法」のいずれかの方法で提出してください。（必要事項の記載がない場合、意見書の受付ができません）

（記載事項）

	内容	備考
1	氏名	団体等の場合は団体名及び代表者の氏名
2	住所	団体等の場合は所在地
3	電話番号	—
4	意見・提言等	—

（提出方法）以下いずれかの方法で提出してください。

	方法	宛先
1	郵便	399-8281 安曇野市豊科 6000 番地 都市計画課計画係
2	ファクシミリ	0263-72-3569
3	電子メール	toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp
4	書面の直接提出	都市計画課窓口又は各支所

○その他

- ・提出された意見は、内容を取りまとめ、市の見解と共に公表します。（個々の意見等に対して直接の回答はしませんので、ご了承ください。）
- ・変更素案は、ホームページ、市掲示場でも公表しています。

■問合せ先

都市建設部都市計画課計画係

電 話：0263-71-2246（直通） F A X：0263-72-3569

メール：toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp